令和７年４月　研究開発部

BYOD 端末利用のガイドライン

1. ガイドラインについて

変化の激しい時代を生きる皆さんにとって、パソコン・タブレットなどのデジタルデバイスは鉛筆やノートと並ぶマストアイテムになります。葺合高校では皆さんが個人で所有する端末を持ち込むこと(BYOD, Bring Your Own Device)で、1 人 1 台端末を実現しています。このガイドラインは、皆さんが持ち込む BYOD 端末を「愛着のある文房具」として捉え、「使い方」を主体的に学ぶために設定しています。校内のほぼ全ての場所で無線ネットワークが整備されていますので、責任感をもって自習や学習に利用してください。

2. BYOD 端末の要件

以下の要件を満たしていることを原則とする。

・画面サイズが 9 インチ(横幅 199mm)以上
・OS が Windows、MacOS、iPadOS であること(学校推奨の OS は Windows)
・カメラ、無線接続でないキーボードが利用可能
・タッチ画面、スタイラスペンが利用可能
・Microsoft Teams、Microsoft Office(Word,Excel,PowerPoint,Onenote)がインストールできること(ライセンスは神戸市教育委員会が配布)

3. スマートフォンの取り扱いについて

画面サイズが小さいスマートフォンなど上記の要件を満たしていないデジタルデバイスは、学校での学習に不向きであると考え、教員の許可がない場合の校内での利用は認めていません。

4. Microsoft365 アカウントについて

神戸市教育委員会では、皆さんの学習を支援する目的で全校生徒に Microsoft365 アカウントを配布しています。このアカウントでサインインすれば Microsoft Teams の利用や Microsoft Office のインストールが可能になります。アカウントの ID とパスワードは他の人に教えないようにしましょう。※ ID とパスワードは神戸市教育委員会および葺合高校教員が管理しています

①Microsoft Teams のアイコンは 4 桁の学籍番号と苗字のものに変更をお願いします。

②Microsoft Teams 等のクラウドには、学習に関係のないファイルはアップロードしないでください。

5. BYOD 端末利用の留意点

皆さんの **BYOD 端末は辞書やノート、鉛筆などの学習用具と同じように「愛着のある文房具」として**様々な場面で活用が可能です。変化の激しい時代を生きる皆さんには、読解力、思考力、創造力、対話力、探究心などの力が求められます。そういった力をつけるためにも「自主の人たれ、創造の人たれ、世界の人たれ」という本校の教育方針のもと、**BYOD 端末を用いて主体的に、創造的に学び**、一人ひとりが輝きをもって世界に羽ばたいてください。

一方で BYOD 端末などの ICT 機器は使い方を誤ると、トラブルに巻き込まれたり、他の人を傷つけたり、場合によっては法に抵触する恐れがあります。本ガイドライン記載の **6.注意事項と 7.禁止事項についてよく理解**したうえで、端末を正しく活用しましょう。

また、**ICT 機器を用いない、直接の対話も BYOD 端末の活用と同様に大切に**しましょう。BYOD 端末の活用は皆さんがより良い学びを得るための手段です。休み時間や放課後に友達や先生と対話をすることで学べることがたくさんあります。

6. 注意事項

① **校内ではいつでも BYOD 端末を使えるように**しましょう。
※**毎日持ち帰り、充電できている状態で BYOD 端末を持って登校**しましょう。(**ロッカー等に置いて帰らない**)
※校内で**持ち運ぶときはキャリングケースに、持ち運ばないときはカバンに**入れましょう。(**机上に放置しない**)
※BYOD 端末は**各自の責任で管理**しましょう。紛失を防ぐために**アカウント名を本名もしくは 4 桁の学籍番号**にすることを推奨しています。(**破損、盗難があっても学校は責任を負えません**)
② 端末の貸し借りはしないようにしましょう。
③ 端末が故障したら**各自で修理**に出しましょう。**代替機が必要な場合は、学年教務の先生に**依頼しましょう。
④ 校内では、本校の 5.BYOD 端末利用の留意点に沿って端末を利用しましょう。
⑤ 家庭では、保護者の方と利用ルールを作り、健全に利用しましょう。
⑥ ウイルス対策として、OS は常に最新の状態にアップデートしましょう。
⑦ ソフトウェアのインストールは保護者の方と相談して責任をもって行いましょう。

7. 禁止事項

以下に示す行為については、特別指導の対象となることもあります。ソーシャルメディアを取り巻く環境は日々変化していますので、記載されていない内容についても特別指導が必要な場合もあります。**ICT 機器の活用法を学ぶことはネットリテラシーを身に着けるうえでも非常に重要**です。これらの**扱い方については責任感を**持って考えてください。「知らなかった」では済まされない場合もあります。**社会に出る前の準備段階で高い情報リテラシーと情報モラルが醸成されることを願っています。**

① 校内で本校の BYOD **端末利用目的から逸脱した形で端末を利用**すること。(学習に関係ない動画を見る等)
② 校内の**情報を漏洩**すること。(配布された資料や校内の様子を SNS にアップする等)
③ 校内で**許可なくカメラ機能を使用**すること。(許可なく人を撮影する、教員の許可なく板書を撮影する等)
④ **他人の ID を不正に使用**すること、**他人に ID、パスワードを教える**こと。(不正アクセス禁止法に抵触)
⑤ **モラルやマナーに反した利用**をすること。(誹謗中傷を SNS にアップする等)

教 室 掲 示